

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	未受診による児童補償手当支給の一時差止め	
根拠法令・条項	公害健康被害の補償等に関する法律 第39条第3項	
所 管 課	保健所 保健医療課	
処分基準 （処分基準を設定できない場合はその理由）	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-right: 5px; text-align: center; line-height: 20px;">設定</div> 設定できない 児童補償手当の支給を受けている者が、正当な理由がなく、認定の更新や等級の見直し等の診査を受けないとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	適用除外
	適用除外の場合の根拠	行政手続法第13条第2項第4号に規定する「金銭を給付する」場合に該当するため。